

建築設計事務所による構造計算書の偽装とその対応について

平成18年4月18日

国土交通省

※ _____ は前回からの内容変更

1. 経 緯

- ①イーホームズ(株)から、建築確認時に添付された構造計算書の偽装の可能性について報告を受け、10月28日から国土交通省で調査を進めてきたところ、11月16日までに、偽装が事実であること、耐震性に大きな問題があるおそれがあることが判明。構造計算書を偽装したのは、構造設計を下請けした姉齒建築設計事務所（千葉県市川市）。元請けの建築設計事務所や建築確認を行った6指定確認検査機関(57物件)、29特定行政庁(建築主事を置く地方公共団体、41物件)においても、偽装であることが見過ごされた。
- ②姉齒元建築士の関与物件や多数の姉齒物件に関係していた業者の関与物件について、偽装の有無や偽装物件の耐震性に関する調査を特定行政庁に依頼。（4月17日17時までの報告状況は下表及び別紙1～4のとおり。）

調査対象	調査対象数	調査済					調査中 ※1
		計	誤りが判明した報告物件数	うち、偽装 が判明	うち、偽装なしの 報告物件数	うち、計画中止・ 該当なし等	
姉齒元建築士の 関与物件	205件	205件	99件※2	98件	91件	15件	0件
姉齒物件に関 係していた業者 の関与物件※4	581件	475件	6件※3	3件	461件	8件	106件
合 計	786件	680件	105件	101件	552件	23件	106件

※1 調査中の物件には、設計図書等を入手できない38物件を含む。

※2 誤りが判明した99物件の内訳は、姉齒元建築士による構造計算書の偽装98件及び設計者（株）フジタ）におけるミス（誤り）と考えられる理由により耐震基準を満たしていない物件1件（3月28日公表）。

※3 誤りが判明した6物件の内訳は、サムシング(株)による構造計算書の偽装3件(2月8日公表)及び構造計算書の誤りと考えられる理由により耐震基準を満たしていない物件3件（株）田中テル也構造計画研究所の関与1件(2月18日公表)、株）ふなもと設計の関与1件(3月24日公表)、本田建築デザイン事務所の関与1件(3月24日公表)。

※4 木村建設、ヒューザー、平成設計、総合経営研究所の関与物件。

- ③札幌市は、浅沼良一二級建築士が構造設計を行い、札幌市が建築確認した5物件について偽装があったものと判断し、北海道及び国土交通省へ報告（3月7日公表）。
- ④福岡県は、再計算等により点検を行っているサムシング(株)関与物件のうち、3物件においてデータが差し替えられたと考えられる旨国土交通省へ報告（4月12日公表）。

2. 当面の対応

(1) 居住者等の安全の確保

居住者等の安全確保と居住の安定を図るため、国土交通省と関係地方公共団体からなる「構造計算書偽装問題対策連絡協議会」を設置し、平成17年11月18日から平成18年4月12日までに17回開催。耐震性に問題のあるマンション等について、以下について協議等を行なっている。

①安全性の確認（構造再計算、報告聴取）。

②入居者等への連絡、説明会の開催。

- ③居住者の受入れ住宅のあっせん（公営住宅、都市再生機構住宅等の提供）。
- ④退去を促す基準・手順（12月16日に早急に使用禁止命令等行うよう依頼通知）。
※18物件中、15物件で自主退去勧告等通知。分譲マンション8物件・賃貸マンション6物件で全戸退去済み。（別紙5）
- ⑤売主（建築主）への指導（国交省ヒアリング（11月25日）、指導文書（12月7日））。
- ⑥協議会のもとにWGを設け分譲マンション居住者等に対し支援（12月16日に移転費及び仮住居家賃の助成の考え方について記者発表）。

【協議会参加の地方公共団体】

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、川口市、市川市、船橋市、中央区、港区、新宿区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、北区、荒川区、足立区、稲城市、横浜市、川崎市、藤沢市、相模原市

(2) 処分、告発

- 姉齒建築士の聴聞を11月24日に実施、12月7日に資格取消処分。また、12月5日に千葉県が姉齒建築士事務所の登録取消処分。
- 姉齒建築士について建築基準法違反として12月5日に告発。
- 元請け建築士8名について、1月24日に資格取消処分。また、2月9日に東京都が元請け建築士事務所の登録取消処分。
- 元請け建築士等6名について、3月6日に資格取消処分又は業務停止処分。また、3月23日に東京都が元請け建築士事務所に事務所閉鎖処分。
- 他の元請け建築士等についても順次処分手続きを実施。
- 東京都において、ヒューザー等に対して2月17日に聴聞を実施、2月23日に宅地建物取引業の免許の取消処分を実施。

(3) 建築確認検査制度の運用の総点検と再発防止策

- 指定確認検査機関に対する立入検査を実施。イーホームズ(株)について11月24日、25日に実施。また、全ての指定確認検査機関※1について立入検査を実施し（12月8日～12月20日）結果を公表（12月28日）。

※1 2005年12月1日現在で指定されていた国指定の50機関については、100人規模の体制による緊急建築確認事務点検本部が実施し、都道府県指定の73機関については、各都道府県が実施。

- 特定行政庁※2自らが実施した確認検査業務に係る審査方法、審査体制に関する業務点検結果についてヒアリングを行い、とりまとめの上公表（偽装物件看過特定行政庁については1月30日、それ以外の特定行政庁については2月8日）。

※2 全特定行政庁417のうち、構造計算を要する建築物に係る確認審査業務を実施しない146特定行政庁を除く271行政庁。

- 制度の見直しについて、国土交通大臣の諮問により社会資本整備審議会建築分科会に基本制度部会を設置（12月19日から2月22日まで全5回開催しとりまとめた中間報告を建築分科会において了承し、国土交通省に手交（2月24日））。また、行政対応上の問題の検証等について、国土交通大臣の私的諮問機関として「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」を開催（12月16日～3月27日までに9回開催。4月6日に報告とりまとめ）。
- 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案の閣議決定（3月31日）。

(4) 一般相談窓口の開設等

- マンション住民の不安に應えるため、特定行政庁及び各地の専門家団体による相談窓口を設置し公表。
- 耐震診断等を希望する住民への適切な対応を行うため、住宅・建築物耐震改修等事業（国庫補助制度）を活用するよう地方公共団体に要請（12月5日）。

(5) 関係省庁連絡会合等の開催

- 構造計算書偽装問題に関する関係閣僚による会合（12月6日）において「構造計算書偽装問題への当面の対応」を決定。
- この他、構造計算書偽装問題に関する関係閣僚打ち合わせ（11月29日）、内閣官房における局長級の関係省庁連絡会合（11月25日以降7回開催）及び課長級の幹事会（11月28日以降7回開催）において情報共有・協議等。局長級会合において「構造計算書偽装問題への対応」を決定（3月14日）。